

平成 28 年 2 月 4 日

【照会先】

徳島労働局職業安定部職業対策課
課長 岩崎 公男
課長補佐 福田 明美
外国人担当 奥浦 裕二
(電話) 088-611-5387 (内線 335)

報道関係者 各位

徳島県における「外国人雇用状況」の届出状況まとめ (平成 27 年 10 月末現在)

～中国国籍の労働者が外国人労働者の過半数を占める～

外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的として、すべての事業主に対し、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）に届け出ることが義務付けられているものです。

徳島労働局（局長 飯野弘仁）は、平成 27 年 10 月末現在の「外国人雇用状況」の届出状況を集計しましたので、公表します。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者※です。

※特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除きます。

数値は平成 27 年 10 月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したもので、外国人労働者全数とは必ずしも一致しません。

【「届出状況のポイント」】

- ① 外国人労働者数は、3,086 人(前年同期比 50 人、1.6%増加。全国 37 位)。
- ② 外国人労働者を雇用する事業所数は、686 か所 (前年同期比 29 か所、4.4%増加。全国 36 位)
- ③ 国籍別では、中国が最も多く 1,669 人 (外国人労働者全体の 54.1%)。次いで、ベトナム 459 人 (同 14.9%) フィリピン 306 人 (同 9.9%) (別添 2 図 1)
- ④ 在留資格別では、「技能実習」が最も多く、1,984 人 (外国人労働者全体の 64.3%) (別添 2 図 2)
- ⑤ 地域 (公共職業安定所の管轄区域) 別では、外国人労働者数は、徳島地域が最も多く 39.2%、次いで鳴門地域 19.1%、吉野川地域 14.8% (図 6)、外国人を雇用する事業所数は、徳島地域が最も多く 39.9%、次いで鳴門地域 23.6%、吉野川地域 13.3% (図 3)

(添付資料)

別添 1 「外国人雇用状況」の届出状況 (平成 27 年 10 月末現在)【概要版】

別添 2 徳島県における「外国人雇用状況」の届出状況について
(平成 27 年 10 月末現在)

1 外国人労働者の状況

労働者全体の状況について

- 外国人労働者数は3,086人。
前年同期比で50人(1.6%)増加。

○ 国籍別の状況

- ・中国 1,669人(全体の54.1%) [前年同期比274人(14.0%)減少]
- ・ベトナム 459人(同14.9%) [同196人(74.5%)増加]
- ・フィリピン 306人(同9.9%) [同14人(4.8%)増加]

○ 在留資格別の状況

- ・技能実習生 1,984人(全体の64.3%) [前年同期比0.6%増加]
- ・身分に基づく在留資格 576人(同18.7%) [同8.9%増加]
- ・専門的・技術的分野 267人(同8.7%) [同1.1%増加]
- ・技能実習生の構成比は、全国における構成比と比べると高い。

○ 地域別の状況

- ・徳島地域 1,209人(全体の39.2%) [前年同期比8.8%増加]
- ・鳴門地域 589人(同19.1%) [同8.9%増加]
- ・吉野川地域 458人(同14.8%) [同14.6%減少]

○ 事業所規模別の状況

- ・「30人未満事業所」が最も多く、外国人労働者全体の50.4%を占めている。
- ・「30人未満事業所」の構成比は、全国における構成比と比べると高い。

2 事業所の状況

事業所全体の状況について

- ・ 外国人を雇用している事業所は686か所。
前年同期比で29か所(4.4%)増加。

○ 地域別の状況

- ・ 徳島地域 274か所(全体の39.9%) [前年同期比9.2%増加]
- ・ 鳴門地域 162か所(同23.6%) [同 8.0%増加]
- ・ 吉野川地域 91か所(同13.3%) [同 4.2%減少]

○ 事業所規模別の状況

- ・ 「30人未満事業所」が最も多く、事業所全体の68.2%を占めている。
- ・ 「30人未満事業所」の構成比は、全国における構成比と比べると高い。

3 産業別の状況

- ・ 外国人労働者が就労している業種、外国人労働者を雇用する事業所数ともに、製造業が最も多い。
- ・ 製造業に就労している外国人労働者は、外国人労働者数全体の51.8%
外国人労働者を雇用する製造業の事業所は、事業所全体の37.5%
- ・ 産業別構成比は最近3年間ほとんど変わっていない。
- ・ 製造業、農業・林業の構成比、は全国における構成比に比べると高い。

4 派遣・請負の状況

- ・ 外国人労働者を雇用している事業所のうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数
・ 43か所(事業所全体の6.3%)
- ・ 労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数
・ 182人(外国人労働者全体の5.9%)

徳島県における「外国人雇用状況」の届出状況について
(平成 27 年 10 月末現在)

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）に届け出ることが義務付けられているものである。

届出の対象は、事業主に雇用されている外国人労働者*である。

このたび、平成 27 年 10 月末現在の届出状況を集計した。

なお、数値は平成 27 年 10 月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したもので、外国人労働者全数とは必ずしも一致しない。

※特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除きます。

II 届出状況の概要

1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の概要

(1) 平成 27 年 10 月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は 686 か所であり、外国人労働者数は 3,086 人であった。これは平成 26 年 10 月末現在の 657 か所、3,036 人に対し、29 か所(4.4%)、50 人(1.6%)の増加となった。

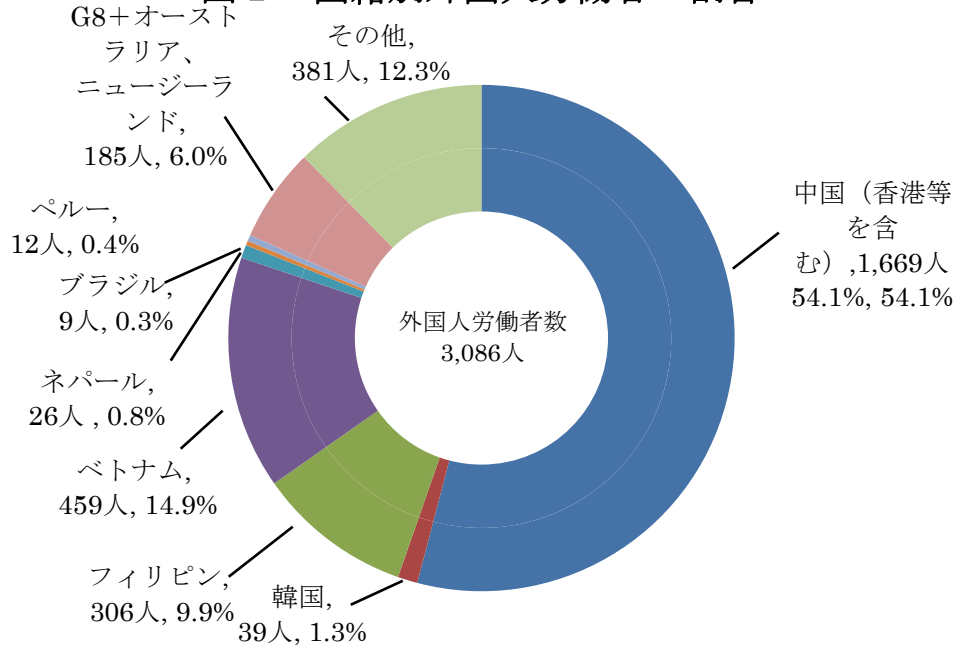
なお、数値は平成 27 年 10 月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したもので、外国人労働者全数とは必ずしも一致しない。

(2) このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は 43 か所であり、外国人労働者は 182 人であった。外国人労働者を雇用している事業所全体の 6.3%、外国人労働者全体の 5.9%を占めている。

2 外国人労働者の属性

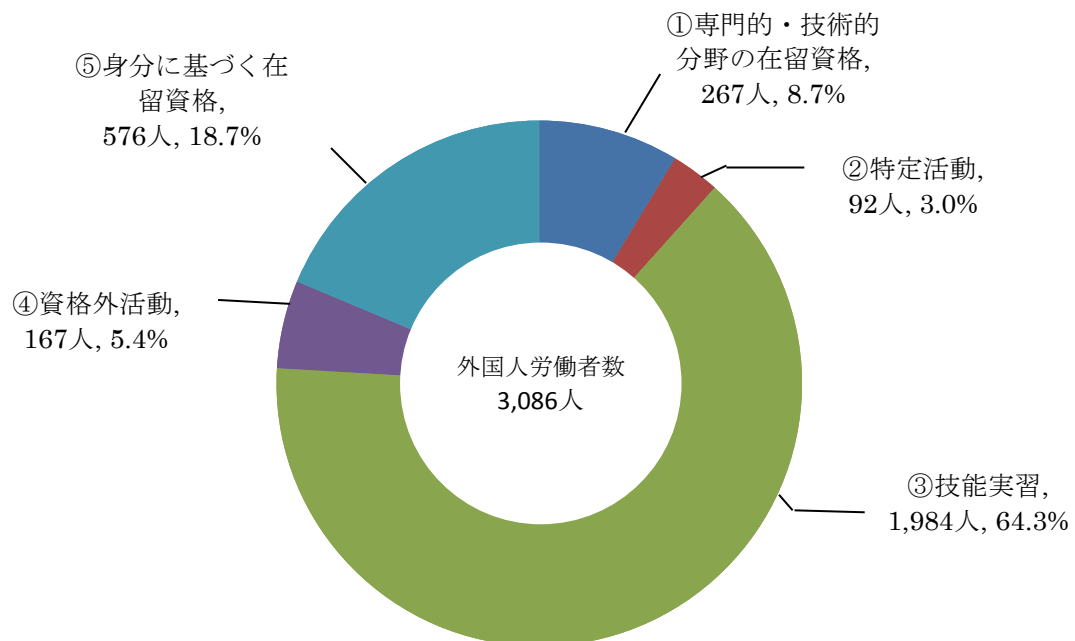
(1) 国籍別にみると、中国（香港等を含む。以下同じ。）が外国人労働者全体の 54.1%を占め、次いで、ベトナムが 14.9%となっている。【図 1】

図1 国籍別外国人労働者の割合



(2) 在留資格別にみると、「技能実習」が外国人労働者全体の64.3%を占め、次いで、「身分に基づく在留資格」が18.7%、「専門的・技術的分野の在留資格」が8.7%となっている。【図2】

図2 在留資格別外国人労働者の割合

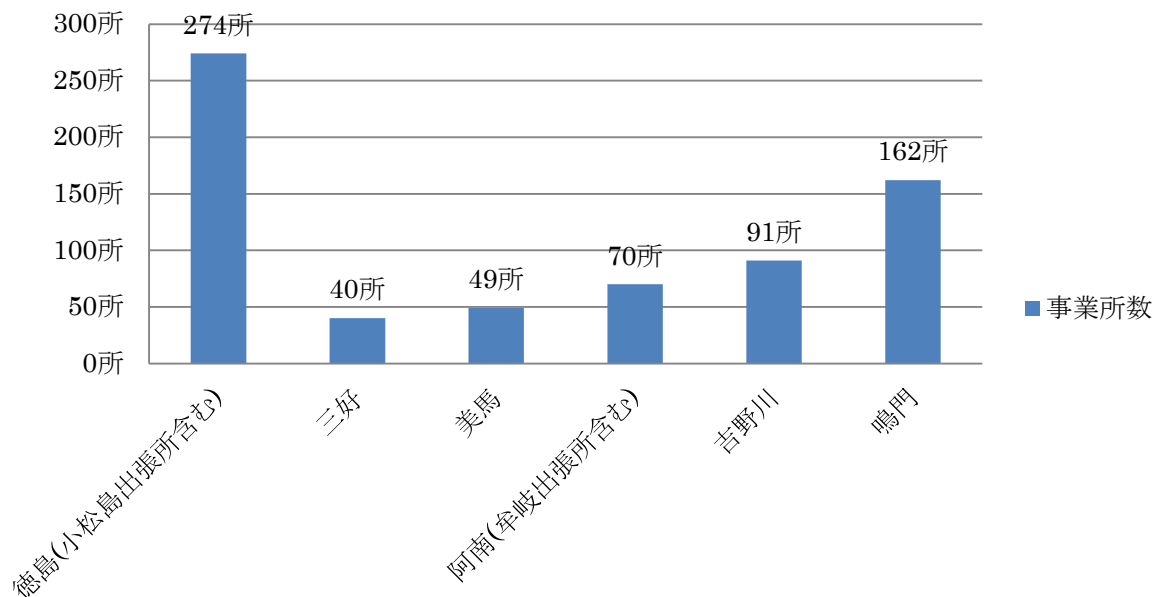


- 1 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。
- 2 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」が該当する。
- 3 「特定活動」には、「ワーキングホリデー」、「E P A」などが該当する。
- 4 「資格外活動」には、「留学」、「研修」、「家族滞在」などが該当する。

3 地域別・産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

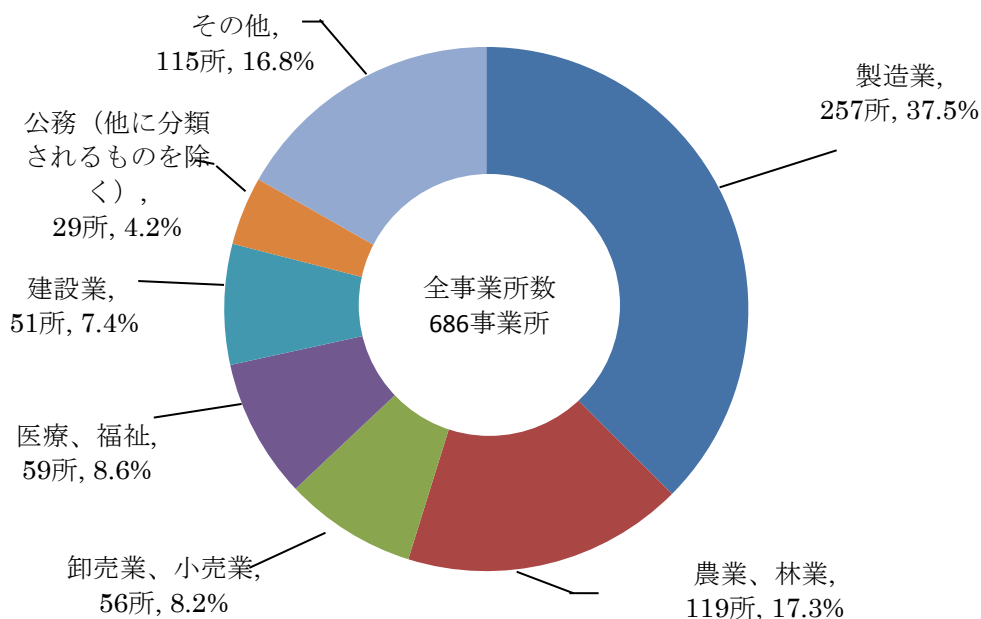
- (1) 地域別にみると、徳島地域が39.9%を占め、次いで鳴門地域23.6%、吉野川地域13.2%となっている。【図3】

図3 地域別外国人雇用事業所数



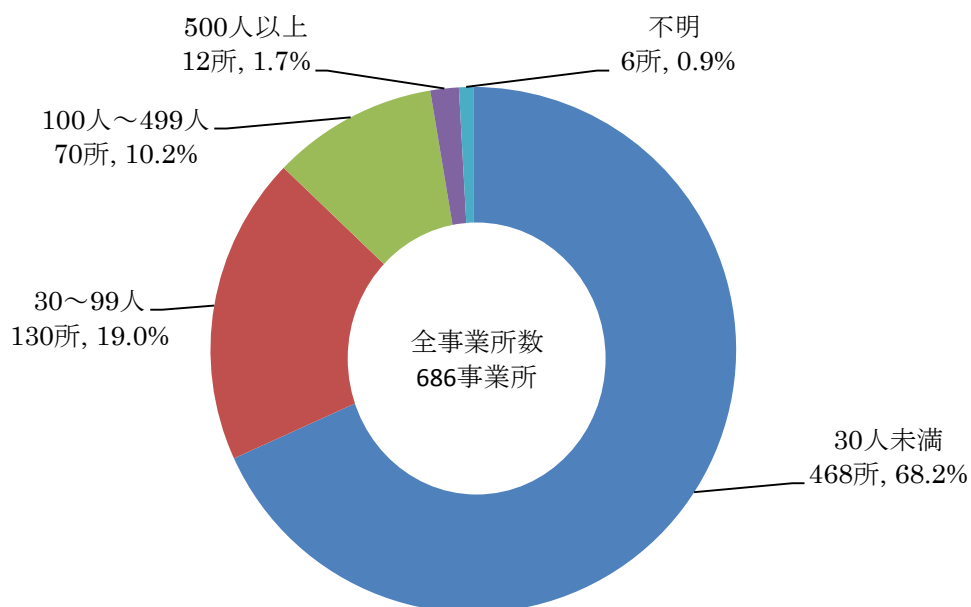
- (2) 産業別にみると、「製造業」が37.5%を占め、次いで「農業、林業」が17.3%、「医療、福祉」が8.6%、「卸売業、小売業」が8.2%、「建設業」が7.4%となっている。【図4】

図4 産業別外国人雇用事業所の割合



(3) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く68.2%を占める。【図5】

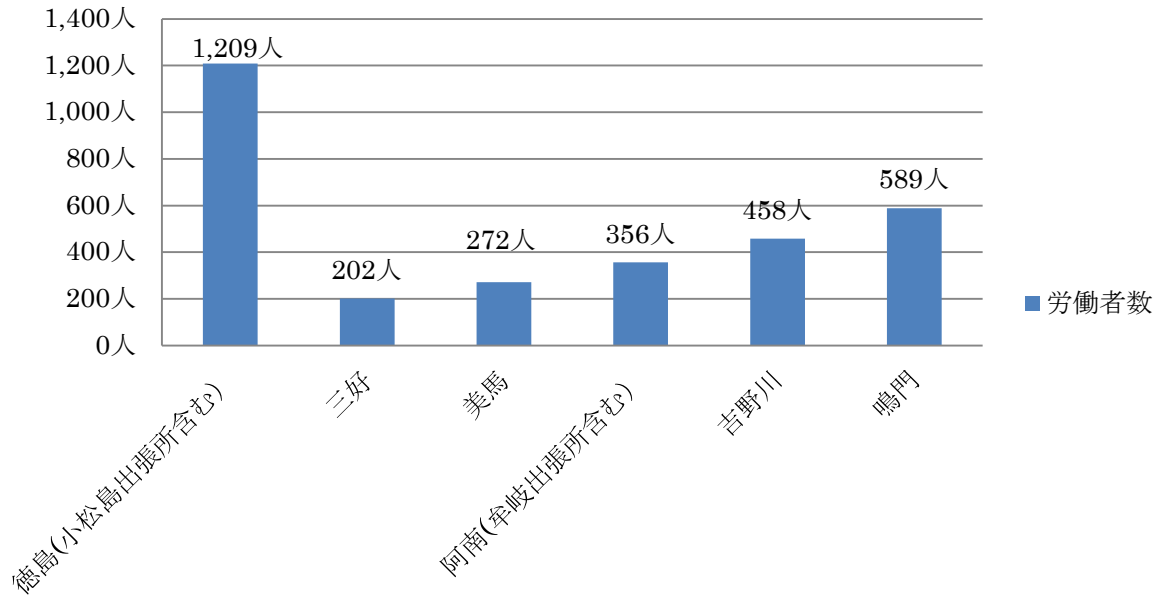
図5 事業所規模別外国人雇用事業所の割合



4 地域別・産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

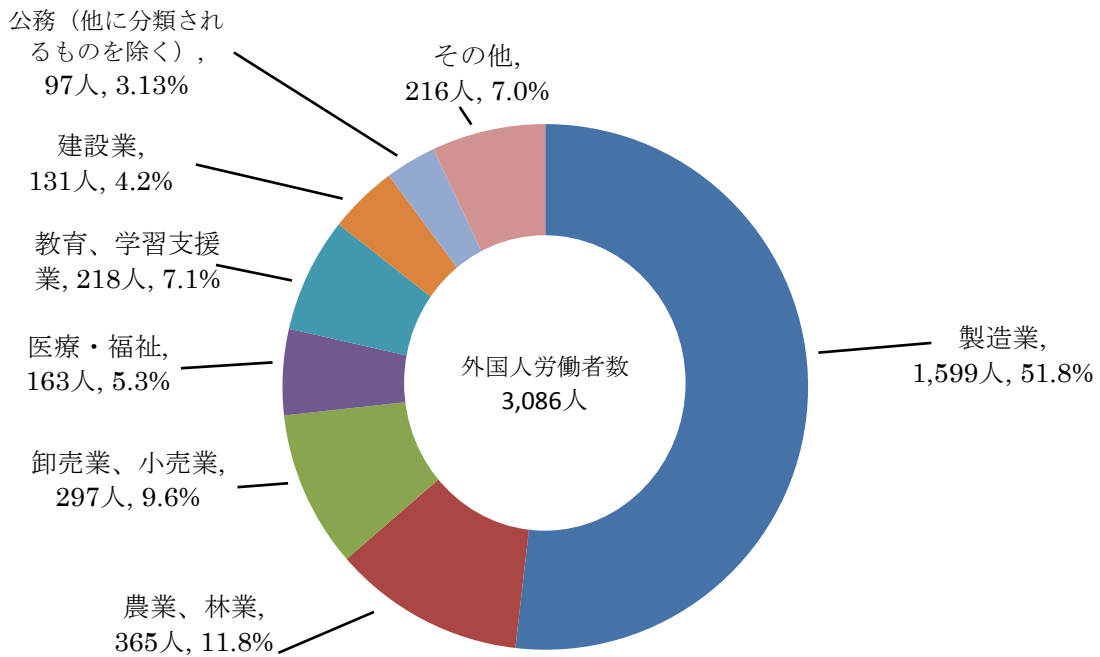
(1) 地域別にみると、徳島地域が39.2%を占め、次いで鳴門地域19.1%、吉野川地域14.8%となっている。【図6】

図6 地域別外国人労働者数



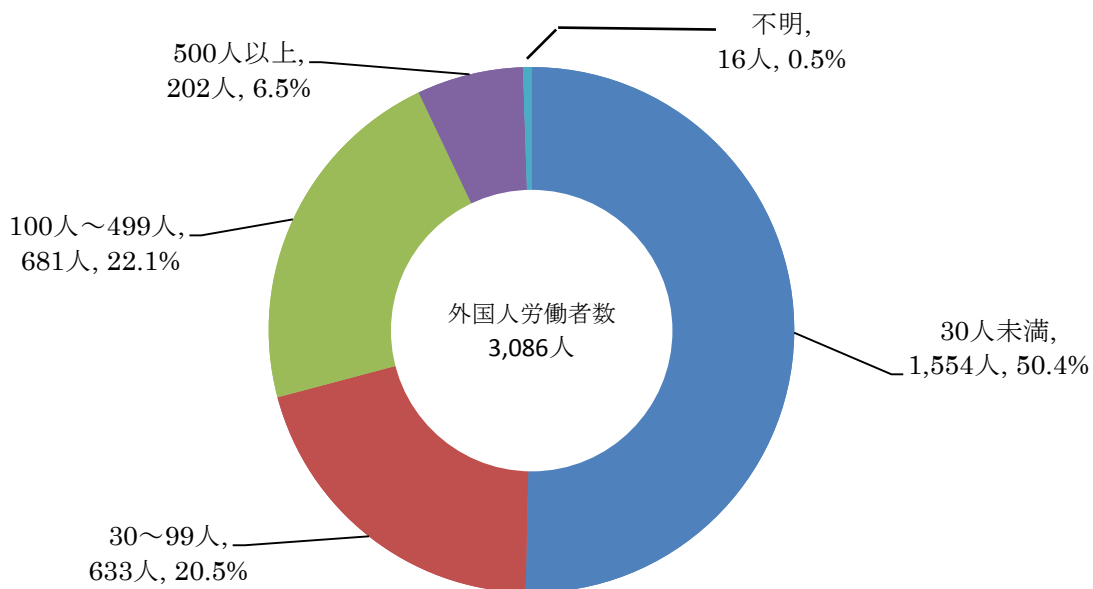
(2) 産業別にみると、「製造業」が外国人労働者全体の51.8%を占め、次いで「農業、林業」が11.8%、「卸売業、小売業」が9.6%、「教育、学習支援業」が7.1%、「建設業」が4.2%となっている。【図7】

図7 産業別外国人労働者数



(3) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、外国人労働者全体の50.4%を占める。【図8】

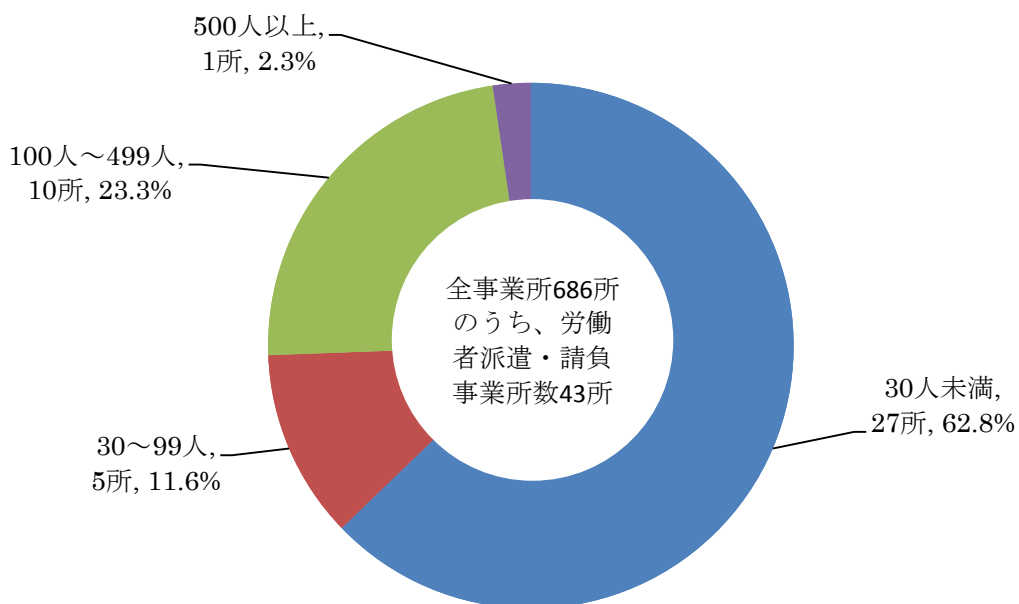
図8 事業所規模別外国人労働者数



5 労働者派遣・請負事業を行っている事業所規模別外国人雇用事業所及び外国人労働者数の実態

(1) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、労働者派遣・請負事業を行っている事業所全体の62.8%を占める。【図9】

図9 事業所規模別外国人雇用事業所数



(2) 事業所規模別にみると、「100～499人未満」規模の事業所が最も多く、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者全体の52.2%を占める。

【図10】

図10 事業所規模別外国人労働者数

